

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)

二十三年

平成二十三年三月七日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成二十三年三月七日 午前十時開議

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 第一 | 報第 | 一号 | 平成二十三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について |
| 第二 | 報第 | 二号 | 平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について |
| 第三 | 議第 | 一号 | 五條市文化財保存基金条例の制定について |
| 第四 | 議第 | 二号 | 五條市保健・医療支援基金条例の制定について |
| 第五 | 議第 | 三号 | 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について |
| | 議第 | 十四号 | 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止について |
| 第六 | 議第 | 四号 | 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定について |
| 第七 | 議第 | 五号 | 五條市地籍調査推進委員会条例の制定について |
| 第八 | 議第 | 六号 | 五條市道路路占用料に関する条例等の一部改正について |
| 第九 | 議第 | 七号 | 五條市手数料徴収条例の一部改正について |
| 第十 | 議第 | 八号 | 五條市立中央公民館条例等の一部改正について |
| 第十一 | 議第 | 九号 | 五條市心身障害者医療費助成条例の一部改正について |
| 第十二 | 議第 | 十号 | 五條市国民健康保険条例の一部改正について |
| 第十三 | 議第 | 十一号 | 五條市住居表示審議会条例の一部改正について |

- 第十四 議第十二号 五條市宮住宅条例等の一部改正について
- 第十五 議第十三号 五條市老人医療費助成条例の廃止について
- 第十六 議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について
- 第十七 議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第十八 議第十七号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第十九 議第十八号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十 議第十九号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十一 議第二十号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十二 議第二十一号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十三 議第二十二号 平成二十三年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十三年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十三年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十三年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十三年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十三年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十三年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十三年五條市水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 字の区域及びその名称の変更について
- 第二十四 請願第一号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書の提出を求める請願

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
							恵							
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

事務局職員出席者

事務局長

市 長	吉
副市 長	榮 野
教 育 長	林 勝
市 長 公 室 長	井 辰
総 務 部 長	下 洋
都 市 整 備 部 長	森 元
生 活 産 業 部 長	櫻 敬
健 康 福 祉 部 長	森 敏
上 下 水 道 部 長	辻 本
消 防 長	窪 佳
教 育 部 長	内 成
会 計 管 理 者	谷 幸
西 吉 野 支 所 長	福 純
大 塔 支 所 長	土 祥
監 理 管 財 課 長	新 井 健
企 画 財 政 課 長	福 塚 勝
秘 書 課 長	菊 谷 眞
庶 務 課 長	上 孝

川
西
敏
美

事務局次長	乾
事務局係長	笹谷
事務局主任	馬場
速記者	柳ヶ瀬
	五美
	由美子
	豊
	旬

午前十時三十八分再開

○議長（川村家廣）ただいまから去る四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのお通りであります。

配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第一号 平成二十三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。新井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 新井健夫登壇〕

○土地開発公社事務局長（新井健夫）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第一号 平成二十三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について御説明申し上げます。お手元に配布いたしております平成二十三年度事業計画、予算・資金計画書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページから御説明申し上げます。

〔一〕の一般用地取得造成事業計画については、新規事業はございません。

〔二〕の継続事業につきましては、今井島台工業団地の計画事業費九十二万三千円でございます。これは借入金の支払利息と管理経費でございます。次に、二ページの公共用地取得事業計画でございます。

〔一〕の新規事業といたしましては、今年度はございません。

〔二〕の継続事業でございますが、一の二見公共用地から三ページの十二、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一）までについては、借入金支払利息と管理経費を計上しております。

次に、四ページの平成二十三年度予算について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の部について、第一款土地開発事業収益一億五千九百十万六千円で、そのうち第一項、事業収益一億五千六百八十一万五千円につきましては、道路改良事業用地（市道五條吉野線）の三百八十一万円と一般国道二四号五條地区歩道設置工事（三工区の一）七千八百万円と（三工区の一）七千五百万円をそれぞれ売却する計画でございます。

第二項の事業外収益二百二十九万一千円につきましては、JR五條駅前駐車場の駐車場収益、預金利息と公社用地使用料等を計上しております。

次に、支出については、第一款土地開発事業費用といたしまして、一億五千三百三十九万五千円で、そのうち第一項事業費用一億五千八百四十四万八千円は、事業収益で申し上げました道路改良事業用地（市道五條吉野線）及び一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一、三工区の一）の売却原価及び一般管理費を計上しております。

第二項事業外費用といたしまして、百四万七千円はJR五條駅前駐車場の管理経費等でございます。

第三項は、予備費五十万円でございます。

次に、五ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第一款資本的収入八千九百二十一万円で、そのうち第一項借入金八千三十八万円は、事業計画で申し上げました一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地（三工区の一、三工区の一）に伴う未払金及び一般会計より利子補給を受けることのできない利息の借入金でございます。

第二項利子補給金八百八十三万円は、一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う支払利息以外の用地の借入金に対し、五條市の一般会計より補助を受けているものでございます。

次に支出については、第一款資本的支出一億九千二百九十一万三千円で、そのうち第一項用地取得造成事業費四千七百三十六万三千円は各事業用地の支払利息及び経費となっております。

第二項の借入金償還金一億四千五百五十五万円は、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一、三工区の一）の用地売却に伴う借入金償還金でございます。

次に、長期借入金につきましては、新規事業がございませんので三十億円にいたしました。

次に、六ページの平成二十三年度資金計画につきましては先ほどの予算で御説明申し上げましたので内容説明は省略させていただきます。年度末の受入資金、支払資金の差引一千二百二十三万七千円は翌年度への資金繰越予定額となっております。

七ページ以降の予定貸借対照表、損益計算書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で平成二十三年度事業計画、予算・資金計画の報告とさせていただきます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）説明の中で新規事業はないという説明でしたけれども、財政再建との関連で計画しております野鳥の森の事業はここには入っていないのですか。その関連の予算はどうなっているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫）自席から失礼して、十四番大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

新規事業といたしまして、野鳥の森の買戻しにつきましては、二十三年度の予算編成は骨格予算になっておりますので、買戻しについては六月で行う予定でございます。

金額といたしましては、二億七千万で約六〇、〇〇〇平米を予定しております。

以上です。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第二、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第二号 平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 土井祥嗣登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第二号 平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について御説明申し上げます。

二十二年度は、奈良県において平城遷都一三〇〇年祭の開催があり、観光客の増加を見込んでおりましたが、県北部に会場やイベントが集中し、中部の入込客は減少いたしました。

夏は一時的に天候に恵まれ売上げは回復しましたが、秋の行楽シーズンに国道一六八号の改良工事のための通行止めや、冬の大雪の影響で売上げを増やすことができませんでした。この間、財団としても一三〇〇年祭のイベントやかけろ座などの物産展に積極的に参加し、施設の宣伝に努めるとともに、橿原アルルにおいては吉野郡の地域全体で「奥吉野温泉祭り」と題して施設の紹介やパンフレット配布、また、ペア宿泊券や共通入浴券が当たる抽選会に参加をし、宣伝に努めてまいりました。

それでは、平成二十三年度収支予算について御説明させていただきます。別冊の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと存じます。始めに、二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十三年度における財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算額でございます。本年度予算は事業収入として一億四千九百九十八万円の前年度と比較して一千二十万円の減となっております。これにつきましては、まず本年度の事業収入予算の設定については、二十二年事業収入決算見込額が一億三千二百五十万円を見込んでいます。これの約一〇パーセント伸びの目標額を設定し、これを二十三年度事業収入予算額として努力をしていくことといたしました。

また、前年度との差につきましては、二十二年度も前年度決算見込額に目標額を設定し努力をしておりますが、先ほどの説明のとおり、いろん

な影響が重なり全体的に売上げが減少し目標額に達しなかったことによるものであります。

その他の収入につきましては、委託金収入として三千三百七十万円の前年度と比較して百五十万円の増となっております。これにつきましては、各施設の老朽化に伴う修理が毎年増えてきております。これの修理費として百五十万円委託金を増やしていただきました。そのほかの収入を含め、当期収入支出とも一億九千五百八十八万円を見込んでおります。

次に、事業ごとに御説明させていただきます。

四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員三名とパートで運営しています。委託金収入として一千百万円を計上させていただき、収入支出とも四千九百万円を見込んでいます。

次に、五ページをお開き願います。

赤谷オートキャンプ場につきましては、職員一名とパートで運営しています。収入支出とも一千百万円を見込んでいます。

次に、六ページをお開き願います。ロジックのくにつきましては、職員四名とパートで運営しています。収入支出とも四千万円を見込んでいます。

次に、七ページをお開き願います。

道の駅につきましては、職員二名、臨時職員一名とパートで運営しています。収入支出とも四千八百五十万円を見込んでいます。

次に、八ページをお開き願います。

大塔郷土館につきましては、臨時職員一名とパートで運営しています。委託金収入として三百七十万円を計上させていただき、収入支出とも一千三百五十万円を見込んでいます。

次に、九ページをお開き願います。

大塔水車施設につきましては、収入支出とも十八万円を見込んでいます。

次に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費二名分と事業運営費ほかとなっております。委託金収入として一千四百万円を計上させていただきます。収入支出とも二千四百四十万円を見込んでいます。

次に、十一ページをお開き願います。

図書館管理費につきましては、ふれあい交流館内の図書館管理費として、収入支出とも五百万円を見込んでいます。
なお、一ページには平成二十三年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思います。

以上で、平成二十三年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましての説明を終わらせていただきます。
最後になりましたが、本年度は合併より五年間が経過し、財団で管理させていただいている施設の指定管理契約の更新の年となり、引き続き契約させていただくことになりました。今後も職員一人一人が危機感を持ち公の施設の管理をさせていただきながら、経営努力をしていきますのでよろしく
お願いいたします。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第三、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第一号 五條市文化財保存基金条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。榎内教育部長。

〔教育部長 榎内成吉登壇〕

○教育部長（榎内成吉）ただいま上程いただきました議第一号 五條市文化財保存基金条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、お手元の議案書三ページを御覧願います。

本条例の制定につきましては、本市の伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物の保存及び活用並びに歴史的景観の保全及び形成に資する事業を推進、また指定文化財等の保存及び活用に充てる資金を積み立てるためであります。

次に、議案書四ページを御覧願います。

まず、第一条につきましては、文化財保存基金の設置について定め、第二条では、基金として積み立てる額について定めております。第三条につきましては、基金の管理について定めております。

次に、第四条から第六条につきましては、基金の運用益金の処理、基金の繰替運用、基金の処分についてそれぞれ定めております。また、第七条につきましては、基金の保険事故時の相殺について定めております。

次に、第八条につきましては、施行規則の委任について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日について、公布の日から施行すると定めております。

以上で議第一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二号 五條市保健・医療支援基金条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第二号 五條市保健・医療支援基金条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定につきましては、本市における保健及び医療の充実と発展を図るための事業への支援を目的とした基金を設置するため、地方自治法第

九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要について御説明申し上げます。

議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、本条例の設置目的について、第二条では基金として積み立てる額について定めております。

第三条では基金に属する現金の管理について、第四条では基金の運用から生じる収益について、第五条では繰替運用について、第六条では基金の処分について、第七条では保険事故時の相殺について、第八条では委任について、それぞれ定めております。

なお、附則につきまして、本条例は公布の日から施行することと定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第五、議第三号及び議第十四号の二議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和に関する条例の制定について。

議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定につきまして

提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページから十二ページを御覧願いたいと存じます。

伝統的建造物群保存地区では、建築基準法第八十五条の三により保存条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するために必要な場合は、市町村の条例により建築基準法の一部の規定を不適用、または緩和することができますとされております。

五條市五條新町伝統的建造物群保存地区は歴史的市街地形成の過程で、道路沿いに建築物が立ち並び、道路を含めて歴史的景観を形成しておりますが、建築基準法をそのまま適用いたしますと、これまで保存されてきた歴史的な町並みが変わり、また現在、伝統的建造物群でない建物を修景により周辺の景観に調和させようとする場合においても、周辺の伝統的建造物と調和させることができなくなります。そのため、伝統的建造物を維持し、それ以外の建築物を調和と周辺と景観の緩和を守るために建築基準法の一部を緩和することが必要となりました。

以上の理由により、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容といたしましては、一条では趣旨を、二条では用語の定義について定め、第三条では道路内の建築制限の緩和を、第四条では建築面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和を、第五条では建築物の各部分の高さの制限の緩和を、第六条では伝統的建造物群以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和を、第七条では委任に関し必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則では、条例の施行日を定めております。

以上が議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についての御説明でございます。

続きまして、議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十六ページ及び六十七ページを御覧願いたいと存じます。

去る二十二年三月定例市議会におきまして、御議決及び御審議いただきました五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例であります。平成二十二年八月二日に第一回の検討委員会を開催し、現状調査をし、当該地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の原案について検討を行い、委員会において防災対策の方向性を基本に住民と行政が連携し、本地区の防災計画等を具体的に作成し、慎重な審議を重ね、昨年十二月市長宛に報告を行ったことにより調査審議が終了したので、このたびこの条例の廃止を行うものでございます。

またこれに伴って、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正も行うものでございます。

以上で議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止についての提案理由とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第六、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページから十八ページを御覧願いたいと存じます。

この条例につきましては、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行の障害を除去し、もって市民の良好な生活環境の形成に資することを目的として制定しようとするものであります。

条例の主な内容といたしましては、第一条では目的を、第二条では定義について定め、第三条では市長の責務を、第四条では市民の責務を、第五条では利用者等の責務を、第六条では鉄道事業者等の責務を、第七条では施設設置者及び管理者の責務を、第八条では放置禁止区域の指定等を、第九条では放置禁止区域の変更又は解除を、第十条では自転車等の放置の禁止を、第十一条では放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置を、第十二条で

は放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置を、第十三条では保管自転車等の措置を、第十四条では費用の徴収を、第十五条では市の免責を、第十六条では関係機関等との協議等を、第十七条では委任に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、附則では条例の施行日を定めております。

以上で、議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定についての提案理由を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第七、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五号 五條市地籍調査推進委員会条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第五号 五條市地籍調査推進委員会条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

これまで地籍調査推進委員会につきましては、推進委員会規程に基づき運営してまいりましたが、一層の事業の円滑な推進を図るため、このたび条例を制定するものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十九ページから二十一ページを御覧願いたいと存じます。

まず第一条は、目的について、第二条では組織について定めており、委員は市長が委嘱するとしております。

次に、第三条では委員の任期について定めており、第四条におきましては、委員長及び副委員長について、第五条では委員会の所掌事務についてそれぞれ定めております。

また、第六条におきましては会議の招集について、第七条におきましては庶務について定めております。

次に、第八条では委任について定めており、この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は市長が別に定めるとしています。

なお、附則におきまして、一でこの条例の施行期日を定めており、二で、この条例の制定に伴う関係条例の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正として、別表に「四十三 地籍調査推進委員」を加えることとしています。

内容といたしましては、表左から、報酬と費用弁償でございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）説明では今までも条例があったと、しかし新たに改定してやるんだということで提案されていると思うのですが、今までの条例と今回提案された条例の一番大きな違い、重要な違いはどの辺にあるんですか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの十四番大谷議員さんの質問に、失礼して自席からお答えさせていただきます。

今までは地籍調査推進委員というのは規定によりまして地元の方々の自主的な作業協力ということでやっておったのですけれども、このたび近隣市との調整で報酬及びそういう費用弁償の統一化を図るがために条例を定めて、条例の中で報酬というものを決めていくがために制定を考えました。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第八、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六号 五條市道路占用料に関する条例等の一部改正につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、道路等の占用料を規定しております五條市道路占用料に関する条例とともに、同様の占用料等を規定しております五條市準用河川管理条例、五條市法定外公共物の管理に関する条例、五條市行政財産使用料条例につきまして、その金額設定の根拠となっております国の道路法施行令が、このたび占用料の額の算定の基礎となります地価水準、また地価に対する賃料の水準の変動を反映した適正なものとするための所要の改正が行われたため、それらに準じそれぞれの条例の占用料の改定を行うものでございます。

それでは、議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

別表、第二条関係の改正案であります。この条例は、道路法第三十九条の規定に基づき市が管理する道路の占用に対し、占用料の徴収に関する事項を定めておりますが、本市の市道におけるNTT、関電、及び五條ガスなどの電柱や地下埋設物件の占用料を、これらの政令に準じて改正を行うものでございます。

まず、主なものでは、関電柱につきましては、第一種電柱一本につきまして、これまで年額六百三十円でありましたが、改正後は五百六十円、第二種は、九百七十円が八百六十円に、第三種一千三百円が一千二百円にと、それぞれ当該電柱に設置される電線の条数に応じて料金設定を行っているところでございます。

同様に、電話柱につきましても、第一種で一本当たり五百六十円が五百円に、第二種は九百円が八百円、第三種一千二百円が一千円と改正するものでございます。

また、電気・電話・ガスなどの地下占用、埋設管類についても、外径七センチ未満のもので、長さ一メートル年額二十四円から外径一メートル以上六百七十円を、改正後二十一円から六百円まで、それぞれの区分に応じ、それぞれの金額に改正するものでございます。

併せて、地下埋設、道路法施行令第七条関連であります看板、標識、仮設建築物等に係る占用料につきましても、それぞれの金額に改正を行うものでございます。

次に、二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

ページ中段の第二条の五條市準用河川管理条例の一部改正についてでございますが、河川法に基づく準用河川の管理に関する占用料につきましても、道路法施行令の改正に伴い、奈良県流水占用料等に関する条例の占用料改正案に準じて改正するものでございます。

次に、議案書三十ページを御覧いただきたいと存じます。

同ページ中段の第三条関係の五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、国から譲与を受けて管理いたしております里道、水路に関する占用料でございますが、これらにつきましても、道路法施行令の改正に準じ、占用料を同様に改正しようとするものでございます。

次に、議案書三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

同ページ中段の第四条の五條市行政財産使用料条例の一部改正についてでございますが、これらにつきましても、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、市の行政財産の使用料を同政令の占用料の改定に準じて改正しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則で平成二十三年四月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）対象項目が大変多いですけれども、この中で以前よりも使用料が上がった部分、全て上がっているのか、この中には以前よりも上がった部分はあるけれども、以前よりも下がった部分もあるのか。一つ、一つは結構ですから、全体として上がったものばかりなのか、中には下がったものも含んでいるのか、一口で答弁してくださいませ。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の改正につきましては、あくまでも地価動向に基づくところの改正となっております。依然として地価下落状況が続いておりますので、上が

ったものはありません。

引下げという内容になっております。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第七号 五條市手数料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地籍調査登記完了地区の地籍調査成果写しの交付請求に当たり、近年一般の方々からの申請が多くなっております。今後なお一層の需要が見込まれ、それに伴う作業量の増加が考えられるため手数料を設定し、これを徴収するものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十六ページから三十七ページを御覧ください。

別表第十二項の次に第十三項として「地籍調査の成果関係手数料」を新たに追加し、「その他手数料」を第十四項に繰り下げることとするものでございます。

改正の内容といたしましては、地籍調査の成果による土地情報等の交付事務といたしております。

地籍集成図一枚、一筆地積測量図一筆、地番別座標一覧表一筆、図根点一覧表五点につき、各々五百円の手数を徴収したいと考えております。なお、附則にて、この条例の施行につきましては、平成二十三年四月一日からと考えております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第八号 五條市立中央公民館条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、現在、五條市立中央公民館等の公の施設の管理は、条例により指定管理者が行うとされておりませんが、今後、不測の事態により指定管理者による管理等が不可能な場合に、教育委員会又は市が直営で管理できるよう、指定管理者に係る条例の一部を改正しようとするも

のであります。

一部改正の内容につきましては、現条例の附則に三つの項を加えるものでございまして、まず一つ目は、それぞれの施設条例の附則に、指定管理者不在等期間の管理業務を定めるものでございます。

内容としましては、指定管理者が不在の間、管理業務は、教育委員会が所管する公の施設につきましては教育委員会が、それ以外の公の施設につきましては市長が、その職務を行うこととしております。

次の項には、指定管理者不在等期間の使用料金を定めるものでございます。

内容につきましては、市長は、指定管理者が不在等の期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の承認に係る利用料金等を使用料として徴収することができるとしております。

三つ目の項には、使用料を、減額又は免除することができる旨を定めるものでございます。

三十九ページから五十二ページにかけては、第一条の中央公民館を始めとしまして、第二十条の五條市五万人の森公園までの、二十の施設について、それぞれの条例の附則に、ただいま申し上げました三つの項を追加するものでございます。

最後に附則といたしまして、施行期日と経過措置を定めております。

以上で議第八号 五條市立中央公民館条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十一、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第九号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第九号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

条例改正の理由につきましては、「奈良県心身障害者医療費補助金交付要綱」が改正されることに伴い、五條市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものであります。

議案書の五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、助成要件の条文といたしまして、第二条第一項第二号中「奈良県から」を「奈良県の」に改め、「療育手帳」の次に、「（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）」を加えることとしたものであります。

奈良県外で療育手帳を基に福祉医療の助成を受けていた人が、奈良県に転入し、奈良県の療育手帳を申請した場合、奈良県発行の療育手帳の交付を受けるまでの期間、他の都道府県の手帳を奈良県の療育手帳とみなし、心身障害者医療費助成制度の対象とするものであります。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十四番）の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この改正によって、心身障害者の皆さん方の不利益になることはないのかどうか。

それと、改正前はどうしておったのか。どうなっておったのか、ちよつと答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをいたします。

先ほど説明申し上げたとおり、基本的に不利益を与えるということは、全くございません。

それと今までどうしていたかということですが、同じような形で当然認めてはおったのですが、きちつと位置付けをしようということで、今回訂正するものでございます。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

条例改正の理由につきましては、健康保険法施行令等の一部改正が予定されていることに伴い、平成三十一年十月から平成三十三年三月までの間、

暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額について、平成二十三年四月から恒久化することとなったため、五條市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、出産育児一時金の条文といたしまして、第六条第一項中「三十八万円」を「四十二万円」に改めるものであります。

また、附則第四項（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）を削るものであります。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることを規定したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十一号 五條市住居表示審議会条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第十一号 五條市住居表示審議会条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十七ページ及び五十八ページを御覧願いたいと存じます。

この条例の一部改正につきましては、所要の改正を行うためのものでございます。

改正の内容としましては、五十八ページの第三条第一項第一号中の「建設経済常任委員会」を「厚生建設常任委員会」に改めるものでございます。なお、附則にて、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十二号 五條市営住宅条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程されました議第十二号 五條市営住宅条例等の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公営住宅等における暴力団への住宅明渡し請求条項を追加等するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の五十九ページから六十三ページを御覧願いたいと存じます。

まず、暴力団員排除及び住宅明渡し請求等の条項の追加につきまして、御説明を申し上げます。

六十ページの五條市営住宅条例第十二条第二項につきましては、暴力団員に同居の承認をしないことを。

次に、第十三条第二項につきましては、暴力団員に入居承継を承認しないことを。

次に、第四十二条第一項につきましては、第七号として入居者又は同居者が暴力団員であると判明したときは明渡し請求ができることを。

次に、第四十二条の二につきましては、入居者等が暴力団員であるかどうかを警察署長に対して意見聴取ができることをそれぞれ追加したものでございます。

六十一ページの第五十二条につきましては、市営住宅の目的外使用に対する入居条件の改正を行ったものであります。

次の第五十四条の改正につきましては、五條市営住宅条例の「入居者資格」を加えるとともに、四十二条を、四十二条の二として「警察署長に意見聴取ができる」ことに改めるものであります。

次に、第五十七条第一項第四号の改正につきましては、暴力団員に駐車場の使用を許可しないことを追加するものでございます。

六十一ページ中段の五條市営住宅条例別表第一の改正につきましては、市営十日市住宅が除却されたことに伴い削除するものであります。

次に、五條市小集落改良住宅条例の改正につきましては、第五条第一項中に五條市営住宅条例第四十二条の二の暴力団員かどうかの確認を警察署長にできることを加え、六十二ページの五條市特定公共賃貸住宅条例では第二十七条の二として入居の承継について、次の第二十九条第一項につきま

ては、第六号として入居者が暴力団員であると判明したときには、住宅の明渡し請求ができることについて、また、第二十九条の二につきましては、入居者等が暴力団員であるかどうかを警察署長に対して意見聴取をできることをそれぞれ追加したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成二十三年四月一日から施行するものとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十三号 五條市老人医療費助成条例の廃止について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十三号 五條市老人医療費助成条例の廃止につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の六十四ページを御覧いただきたいと存じます。

条例廃止の理由につきましては、奈良県老人医療費補助金交付要綱が廃止されることに伴い、五條市老人医療費助成条例を廃止するものであります。

五條市老人医療費助成条例におきましては、附則第三項において、「平成二十二年七月三十一日限りその効力を失う。」と規定されております。

ただし、同日までに受けた医療に対する医療費の助成につきましては、「なお、その効力を有する。」と規定されており、それに基づき運用しております。

議案書六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第一項につきましましては、施行期日を公布の日からと規定したものであります。

附則第二項につきましては、経過措置を規定したもので、「廃止前のこの条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。」ことを規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十六、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程されました議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

す。

一恐れ入りますが、議案書六十八ページを御覧願いたいと存じます。

本議案につきましては、五條市上野公園指定管理者の選定をするため、募集要項の配布及び現地説明会等を開催し、本年一月十四日までに申請の受付を行ったところ、最終的に二団体からの申請がありました。

その後、去る二月二日開催の第十七回五條市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体からの申請書類の審査及びヒアリングを実施し募集要項の選定審査基準により、委員の皆様は採点を行っていただきました。

その採点結果を踏まえ、指定管理者の候補者として適正かどうかを総合的に判断し選定していただきましたので、その候補者を指定管理者として指定していただきたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は、五條市上野公園。

位置は、五條市上野町二四六番地。

次に、二の指定管理者となる団体の名称は、アスカ美装株式会社。

代表者は、代表取締役森脇信之氏。

住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

次に、三の指定の期間は、平成二十三年六月一日から平成二十七年三月三十一日までであります。

以上で、議第十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）これは恐らく委員会に付託されると思いますので、私の方から議案の提出に関しては何もありませんけれども、また委員会で検討していただきたいと思います。

藤富議員の一般質問でもいろいろあったと思うのですが、私も前に阪ノ上部長やったと思うのですが、そのときに三つの公園、指定管理に出てきて、こんな不況のときやさかいに五條市内の業者一つずつくらいにした方がいんちがうんかという話が、委員会であったのか、本会議であったのか、そんな話があつて、恐らくあのとき否決になったとちがうのかなと思うのですが、そこら辺、部長、前阪ノ上部長なり当時の課長

なりに一遍聞いていただいて、議決まではしていませんけれども、その当時の議員からの意見もあつたと思いますので、その辺ちよつと委員会までに調べておいていただきたいなど、このようにお願いしたいと思ひます。

また教育部長におかれましては、答弁していただきましたけれども、中央公民館の不祥事件、それはそれなりに解決がついていると思ひますけれども、どんな注意をしたのか、どんな文書を出したのか、それらも資料を準備しておいていただきたいなど、委員会がスムーズにいくために、また委員会が暫時休憩で資料を寄せたり、どうのこうのというのはかなわんさかいに、その辺、議長から取り計らいしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川村家廣）ただいま益田議員の資料要求、資料提出を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。資料の提出を求めます。

質疑を終わります

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市一般会計補正予算書（第五号）を御覧いただきたいと存じます。
一 ページをお開き願ひます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ二十二億五百五十四万九千円の追加でございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ百八十三億六千九百九十七万一千円となります。

二十二億円を超えます非常に大きな額の補正となりましたが、それは主に、退職手当等の人件費五億二千七百七十六万一千円、基金の積立金八億九千五万一千円、地方債の繰上償還金三億五千五百二十三万七千円の計上、そして国の一次補正で予算化された地域活性化交付金の充当事業三億六千四百四十万円を計上したことによるものでございます。

このうち地域活性化交付金につきましては、国の平成二十二年度第一次補正予算により創設されたもので、一つは、きめ細かなインフラ整備など地域の活性化ニーズに応じた事業を実施するための「きめ細かな交付金」、もう一つは、住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかったDV対策や虐待防止を始めとする弱者対策及び自立支援、図書の実施を始めとする知の地域づくり等の事業を実施するための「住民生活に光をそそぐ交付金」の二種類がございます。この交付金を有効に活用するため、それぞれ交付金の趣旨に沿った諸事業を補正予算として計上しております。

続きまして、五ページの第二表繰越明許費について御説明申し上げます。

繰越明許費の中で、地域活性化交付金事業は、今回の補正で予算化する関係で、年度内のしゅん工・完了が見込めないものが大多数でございます。交付金のうち四十五の事業を繰越明許費としております。

ここでは、地域活性化交付金事業以外の繰越事業につきまして、繰越理由等の説明を申し上げます。

二款総務費の公会計固定資産台帳作成業務委託五百四十万円につきましては、県の市町村臨時交付金事業の追加分として、今回の補正で予算化するもので、平成二十四年三月末の完了を予定しております。

山間地域CATV自主放送デジタル化事業一千三百五十万円につきましては、機材が特注品であり納入までに時間を要するため繰り越すもので、二十三年七月の完了を予定いたしております。

オリジナルナンバープレート導入事業二百六十九万円につきましては、プレートデザインの一般公募及び採用デザインのプレート作成等に日数を要するため繰越するもので、完了は、二十三年九月末を予定いたしております。

三款民生費の社会福祉施設整備費補助事業四千万円につきましては、滝町に建設中の身体障害者施設整備に対する補助金でございます。工事実施に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。完了は、二十三年五月末を予定いたしております。

四款衛生費のごみ処理施設大規模改造事業につきましては、関連する他の設備を修繕する必要が生じ、性能試験等を行うまでに不測の日数を要することとなったため、繰り越すもので、しゅん工は二十三年六月末を予定いたしております。

六ページに移っていただきまして、し尿処理施設生活環境影響調査委託事業八百五十一万八千円及びし尿処理施設基本設計委託二百七十四万七千円につきましては、地域計画策定において県の承認に日数を要し業務開始が遅れたため繰り越すものでございます。完了は、生活環境影響調査委託事業が二十三年十月、基本設計委託は二十三年六月を予定いたしております。

五款農林業費の中山間総合整備事業九十一万一千円、市単独土地改良事業四百五十六万円につきましては、境界確定及び設計協議に不測の日数を要したため、繰り越すもので、しゅん工は、二十四年三月を予定いたしております。

ドロップネット設置事業百万円を繰り越すことにつきましては、県の二月補正で予算化されます鳥獣被害防除事業費補助金を活用し、今回の補正で予算化する関係で、年度内の完了が見込めないため、繰り越しとし、完了は、二十三年六月末を予定いたしております。

森林区分設定事業百九十二万円及び森林区分設定情報システム導入委託五十八万円につきましては、事業に係る県の指針策定が遅れたことにより、年度内の事業着手が困難となったため、繰り越すもので、完了は、二十三年十月末を予定いたしております。

林道開設事業一千四百四十一万八千円は、高野辻阪本線の事業でございます。積雪により工事着工までに不測の日数を要したことによる、繰り越すでございます。しゅん工は、二十三年七月を予定いたしております。

七款土木費の都市計画マスタープラン策定業務委託八百六十四万二千円につきましては、計画へのパブリックコメント反映に時間を要するため、繰り越すものでございます。完了は、二十三年十月を予定いたしております。

七ページに移っていただきまして、まちや館蔵改修事業八百四十五万円につきましては、十二月補正で予算化した県の市町村振興臨時交付金事業でございます。伝統的建造物の改修であり、通常の工事以上の日数を要するため、繰り越すもので、しゅん工は、二十三年四月末を予定いたしております。

八款消防費の消防団格納庫整備事業一千二百五十一万八千円につきましては、地質調査及び設計に不測の日数を要したため、繰り越すもので、しゅん工は、二十三年八月を予定いたしております。

消防端末整備業務委託一千七百万円は、十津川分署拡充に伴う緊急通報システムの改修委託でございます。十津川分署の開署が本年十二月となったことから、今回の補正で予算化するもので、完了は、二十三年十一月を予定いたしております。

九款教育費の五條小学校屋内運動場整備事業一千九百五十万円につきましては、十二月補正で予算化した設計等の業務委託でございまして、構造計算と設計に相当の日数を要するため、繰り越すもので、完了は、二十三年六月を予定しております。

五條中学校地震補強事業二億五千四百六十六万円につきましては、安全対策と授業に影響を及ぼさないための対策に日数を要したため繰り越すもので、しゅん工は、二十三年十一月末を予定いたしております。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

二十ページを御覧願います。

歳出につきましては、主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

一款議会費、一項議会費、一目議会費の一千八百五十二千円の減につきましては、議員報酬月額改定等による議員報酬など議員人件費の減額及び委員会視察研修旅費の更正減が主なものでございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等追加の主なものは、勸奨退職者等の退職手当四億一千五百六十三千円を追加するものでございます。

四目財政管理費、十三節委託料五百四十万円は、新公会計制度に対応する資産管理及び財務書類作成のための公会計固定資産台帳作成支援業務委託料でございます。

二十一ページに移りまして、十五節工事請負費七百万円は、交付金を活用した市役所庁舎の修繕工事費の追加でございます。十八節備品購入費六百五十万円につきましても、交付金の活用により公用車六台の購入をするものであります。

八目電子計算費、十三節委託料二百八十万円は、光をそそぐ交付金を活用し、DV対策に係る住民情報システムのプログラム改修委託料を計上するものでございます。

十八目財政調整基金費、二十五節積立金三億三千三百万円につきましては、将来の財源確保のための基金への積立てでございます。

二十一目職員退職手当基金費、二十五節積立金六百万円につきましては、水道事業会計からの繰入金及び基金の預金利息を積み立てるものでございます。

二十二目地域振興基金費、二十五節積立金三億四千六百万円につきましては、合併特例債を財源として積み立てるものでございまして、五回目とな

る今回の積立てが最終で、地域振興基金の総額は十七億三千万円となります。

二十二ページに移っていただきまして、二十四目保健・医療支援基金費、二十五節積立金一億円、二十五目文化財保存基金費、二十五節積立金一億円につきましては、本定例会に提出しております条例に基づくそれぞれの基金への積立金でございます。

次に、二十四ページを御覧願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費一千八百万円は、対象者及び利用の増に伴う自立支援医療事業費扶助等の追加でございます。

二十五ページに移りまして、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金七百五十万円は、民間事業者が西吉野町内に建設中の高齢者介護施設整備に対する補助金を補助単価の改正に伴い追加するもので、財源は全て県補助金でございます。

九目老人福祉施設費、十三節委託料三百万円及び十五節工事請負費三千万円につきましては、交付金を活用し、花咲寮にスプリンクラーを設置するための設計等委託料及び工事費を計上するものでございます。

十二目福祉センター費、十一節需用費二百四十万円は、交付金を活用し、センターの内部壁面の修繕を行うものでございます。

二十六ページに移りまして、三項生活保護費、一目生活保護総務費、二十三節償還金利子及び割引料三百八十七万一千円につきましては、精算による平成二十一年度国庫負担金及び補助金の返還金でございます。

二十七ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十三節委託料六百七十六万八千円及び二十節扶助費百六十二万二千元は、新型インフルエンザ予防接種助成制度改正に伴う公費負担の拡大並びに接種者の増によります予防接種委託料及び助成金の追加でございます。

七目斎場費、十一節需用費六百七十五万円は、利用者増に伴う光熱水費追加と交付金活用による設備修繕料の追加でございます。

九目水道事業繰出金、二十八節繰出金二千八百七十五万二千元につきましては、簡易水道特別会計に対し、交付金活用による事業実施に二千万円、人件費追加分に三百七十五万二千元、合計二千三百七十五万二千元を繰り出し、水道事業会計に対し交付金活用による事業実施のため五百万円を繰り出すものでございます。

二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費三千万円は、交付金を活用し、みどり園の機械機器修繕料を追加するものでございます。

二十八ページに移りまして、三目し尿処理費、十一節需用費九百万円につきましても、交付金活用による衛生センターの機械機器修繕料の追加でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、十九節負担金補助及び交付金九百八十六万四千円につきましては、対象面積増加に伴う中山間地域等直接支払事業補助金の追加でございます。

二十九ページに移りまして、二項林業費、一目林業振興費、十九節負担金補助及び交付金一千六百七十七万八千円の減額は、国の事業廃止等による更正減でございます。

二目林道管理費、十五節工事請負費一千万円につきましては、交付金活用により、林道維持補修工事を追加するものでございます。

三目林道整備費、十五節工事請負費四百九十五万円は、県補助の追加決定による高野辻阪本線の林道開設工事の追加でございます。

次に、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十一節需用費百四十四万四千円、十五節三百五十六万六千円につきましては、交付金を活用し、ふれあい交流館等の機器の修繕及び建物改修工事を行うものでございます。

十八節備品購入費百万円につきましては、光をそぐ交付金を活用し、ふれあい交流館の図書を購入するものでございます。

三十一ページに移っていただきまして、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十三節委託料三百五十万円及び十五節四千四百十万円につきましては、交付金活用による、二路線の測量業務委託料及び大津一〇号線ほか二路線等の道路維持修繕工事を行うものでございます。

三目道路新設改良費、十三節委託料一千万円及び十五節工事請負費四千四百万円につきましては、交付金活用による、四路線の設計業務委託料と住川二三号線ほか七路線の道路改良工事費、神野百谷線ほか三路線の道路舗装工事を行うものでございます。

四目橋梁維持費、十五節工事請負費六百万円につきましても、交付金活用による、橋梁維持補修工事でございます。

三項河川費、一目河川総務費、十五節工事請負費六百万円につきましても、交付金を活用し、河川等の維持修繕工事を計上いたしました。

同じく河川総務費の十七節公有財産購入費一千百三万四千円につきましては、西阿田町の角川沿いの土地開発基金用地の買戻しをするものでございます。

三十二ページに移っていただきまして、四項都市計画費、二目都市公園管理費、十一節需用費二百五十万円、十八節備品購入費六百万円につきましては、交付金を活用し、上野公園設備の修繕料及び市民プールのコインロッカーを購入するものでございます。

四目五條中央公園建設費、十七節公有財産購入費一千二百七十三万五千円につきましては、今年度建設工事が完了しました五條中央公園内の土地開発基金用地を買戻しするものでございます。

三十三ページに移りまして、六項下水道費、一目下水道整備費、十五節工事請負費七百万円は、交付金を活用し、下水道整備工事を追加するもので

います。

二十八節繰出金二百十万円につきましても、交付金の活用による事業実施のため、下水道事業特別会計に対し二百十万円を繰り出すものでございます。

三十四ページに移っていただきまして、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、十八節備品購入費二百五十万円は、交付金活用による、消防団用の消防ホース購入費でございます。

三目消防施設費、十三節委託料一千七百万円につきましては、十津川分署拡充に伴う緊急通信指令システムの改修委託料でございます。

十五節工事請負費三百六十万円は、交付金を活用し、消防水利補修及びホース乾燥施設の新設を行うものでございます。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等六千四百三十九万六千円につきましては、異動等による百四十九万五千円の更正減と、退職手当六千五百八十一千円でございます。

十五節工事請負費四百五十万円は、交付金活用により、大塔小・中学校教員住宅改修工事を行うものでございます。

三十五ページに移りまして、三項小学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費七百万円は、交付金活用による、各小学校整備工事費の追加でございます。

二目教育振興費、十八節備品購入費九百万円につきましては、光をそそぐ交付金を活用した子供の読書推進事業として、小学校の図書及び書架を購入するものでございます。

四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費四百万円は、交付金活用による、各中学校整備工事費の追加でございます。

三十六ページに移りまして、二目教育振興費、十八節備品購入費七百万円につきましては、小学校と同様、光をそそぐ交付金を活用した子供の読書推進事業として、中学校の図書及び書架を購入するものでございます。

次に、六項社会教育費、五目図書館費、十三節委託料七百五十万円につきましては、光をそそぐ交付金を活用し、図書館情報システムの更新業務委託料を計上するものでございます。

三十七ページに移りまして、十四目五條文化博物館費、十一節三百万円は、光をそそぐ交付金を活用し、博物館図録を作成・印刷するものでございます。

十八節備品購入費五百八十九万五千円につきましても、交付金を活用し、マイクロバスの購入費を計上いたしました。

七項保健体育費、三目体育施設費、十五節工事請負費一千七百万円につきましては、交付金を活用し、阪合部ミニ体育館の改修工事をするものでございます。

四目学校給食センター費、十一節需用費二百四十万円、十五節工事請負費百五十万円は、交付金活用により、調理用機器の修繕料及び洗浄室給排気設備の工事費でございます。

三十八ページに移っていただきまして、十款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料三億五千五百二十三万七千円につきましては、地方債の繰上償還金で、内訳としましては、補償金免除繰上償還四件の六千七百十五万七千円、平成二十一年度借入の退職手当債の繰上償還二億八千四百万円等でございます。

十一款災害復旧費、一項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費四百六十五万八千円の減額は、災害復旧工事費の更正減でございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

十一ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十款地方交付税で二億八千二百九十万八千円、十二款分担金及び負担金で二千二百七万二千元、十四款国庫支出金で一億六千二百二十一万七千円、十五款県支出金で二千三百六十五万五千元、十六款財産収入で百七十四万三千元、十七款繰入金で三百二十八万九千円、十八款繰越金で五億九千二百万四千元、二十款市債で十一億一千九百四十万円、二十一款寄附金五万一千円をそれぞれ増額いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十七号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第十七号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第三号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五千九百五十三万九千九百円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十三億六千二百五十四万八千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出の主な項目のみの説明とさせていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

二款保険給付費、一項療養諸費、二目退職被保険者等療養給付費、十九節負担金補助及び交付金二千九百万円につきましては、退職被保険者の保険給付費の不足を追加するものであります。

次に、二款保険給付費、二項高額療養費、一目一般被保険者高額療養費、十九節負担金補助及び交付金二千万円につきましては、一般被保険者の高額療養費の不足を追加するものであります。

次に、六ページを御覧いただきたいと存じます。

七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金二千二百万二千円の減額につきましては、一件三十万円を超える高額医療費に対する共同安定化事業への拠出金額が確定いたしましたので、予算額を更正減するものであります。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料二千五百九万一千円につきましては、国庫負担金の返還金であります。

平成二十一年度の医療費の実績精算の結果、療養給付費等負担金において、超過分がありましたので、国庫負担金を返還するものであります。次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金五千九百五十三万九千円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十九、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十八号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千三百七十五万二千円の追加でございまして、歳入歳出予算総額は四億四百八十一万二千円となります。続きまして、内容につきましては、一番後ろにございます五ページを御覧いただきます。

事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、二節給料の百二十四万四千円、三節職員手当等百八十一万七千円及び四節共済費六十九万一千円につきましては職員の異動等に伴う更正増でございまして。

十一節需用費一千四百万円は施設の老朽化に対応して、地域の安定給水を確保するため、大塔町宇井地区簡易水道ほか二箇所機器類の修繕及び改良を速やかに行うものであります。また、十五節工事請負費六百万円の追加は、統合整備によって不要となっております旧取水施設の撤去費用でございまして。

また、これらの財源につきましては、同じページの歳入、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金におきまして、きめ細かな臨時交付金等により二千三百七十五万二千円の追加を行い、歳入歳出の均衡を図った次第でございまして。

なお、三ページにございます第二表の繰越明許費におきまして、人件費を除きます需用費修繕料及び工事費（四地区）の二千万円と、同様に先の十二月補正で対応いたしました一部を合わせて計三千六百六十一万七千円の繰越しでございまして。合わせて、地域の果樹出荷時期を考慮し、しゅん工工期の設定を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第十九号 平成二十二年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司） ただいま上程いただきました議第十九号 平成二十二年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市下水道事業特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ四百五十九万二千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ九億五千三百九十九万二千円となります。

内訳につきましては、事項別明細書五ページの三の歳出の表から説明申し上げます。

まず、一款下水道費、一項下水道費、一目下水道総務費の公課費で事業執行予算の増額補正に伴いまして歳入分の交付金特定収入に対し申告納付する消費税六十万円の追加補正でございます。

また、二目下水道維持費、十二節役務費二十一万円及び原材料費百二十九万円につきましては、水量計測のため設置をしております旧井戸メーターの交換取付けを行うもので、今回のきめ細かな臨時交付金により、二十三年度の予算前倒しを行うものであります。

また、十九節負担金補助及び交付金二百四十九万二千円は奈良県流域下水道に納めます維持管理負担金の追加請求分でございます。

また、同じページ上段の二、歳入におきまして使用料の二百四十九万二千円と一般会計繰入金で二百十万円を増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

なお、三ページにございます第二表の繰越明許費におきまして、繰越となる事業は、今回の補正の下水道維持費に係ります取替え材料費及び手数料分百五十万円と補助事業の公共下水道費、二地区での工事費等一千四百五十万円を繰越計上によりまして、予定工期の確保を行うとともに早期の完了を目指したいと考えております。しゅん工の予定は平成二十三年五月三十一日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二十一、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二十号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第二十号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページでございます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ百六十六万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三億九千百一十五千円となります。

次に四ページ、下欄の歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料三十二万六千円、三節職員手当等九十四万二千元、四節共済費三十九万七千円につきましては、人事異動に伴います職員の入替えや昇格による不足分の追加であります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同四ページの上欄を御覧ください。

四款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節前年度繰越金百六十六万五千元を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二十二、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二十一号 平成二十二年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衛司登壇〕

○上下水道部長（辻本衛司） ただいま上程いただきました議第二十一号 平成二十二年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）の提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の一ページを御覧願います。

まず、二行目の第二条、業務の予定量におきまして主要な建設改良事業のうち老朽管更新事業について、一千百万円を三千六百七十二万五千円に改めるものであります。

その内訳、また以下の収益的収支及び資本的収支につきましては、補正予算書六ページの説明書を御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収入及び支出では、一款水道事業費用、二項営業外費用の消費税及び地方消費税におきまして、納税予定額の増額に伴いまして、十七万五千円の追加補正を行い、補正後の一款水道事業費用の総額は七億七百六十六万五千円となります。

次に資本的収入及び支出でございますが、七ページの一款資本的支出、一項建設改良費、一目構築物におきまして、送配水及び給水設備費で二千二百五十二万五千円を計上しておりますが、以下の機械及び装置等、その他の項目におきまして実施額での減額更正となるため、差引補正額は、既決予定額三億八千九十一万五千円から三百六十三万三千円の減額補正となり、補正後の資本的支出総額は三億七千七百二十八万二千円とするものであります。

また、資本的収入において、きめ細かな交付金によって一般会計繰入金五百万円の増額補正を行いまして、資本的収入の既決予定額二千九百六十五万一千円から資本的収入総額三千四百六十五万一千円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第二十三、議第二十二号から議第三十一号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第二十二号 平成二十三年五條市一般会計予算議定について。

議第二十三号 平成二十三年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十四号 平成二十三年五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十五号 平成二十三年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十六号 平成二十三年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十七号 平成二十三年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十八号 平成二十三年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十九号 平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十号 平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十一号 平成二十三年五條市水道事業会計予算議定について。

（「十一番」の声あり）

○議長（川村家廣）十一番議会運営委員会峯林宏政委員長。

○議会運営委員長（峯林宏政）ただいま上程になりました議第二十二号から議第三十一号までの十議案につきまして、去る一日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十三年五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

二番山口耕司議員、三番吉田雅範議員、七番藤富美恵子議員、九番益田吉博議員、十一番峯林宏政議員、十四番大谷龍雄議員、十五番田原清孝議員、以上七名の方をお願いします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程などについて御協議を願いたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（川村家廣）次に日程第二十四、去る四日に提出されました議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十二号 字の区域及びその名称の変更について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についてにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の下段に記載させていただきましたように、これは歴史的由緒ある西吉野の「賀名生」の地名を復活させることにより、私たち郷土の歴史文化を守り伝え、地域振興を図るため、地方自治法第二百六十条第一項の規定によりまして、別図で示すとおり、字の区域及びその名称を変更することにつきまして、議会の議決を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書に添付いたしております別図を御覧いただきたいと存じます。

当該、字とその区域の変更につきましては、市内西吉野町和田の区域中、南北朝時代の賀名生皇居跡とされ、国の重要文化財に指定されている、堀家住宅や、市の賀名生の里歴史民俗資料館、また南朝ゆかりの武将北畠親房の墳墓がある華蔵院などが所在いたします赤色でお示しをさせていただきました区域の字名を「和田」から「賀名生」と変更するものでございまして、地番につきましては、特段の変更はございません。

なお、関係土地の地番数は二十筆、対象となる面積は、約一・八ヘクタールでございます。

御案内のとおり当該区域は、先ほど申し上げました賀名生皇居跡とされている重文民家の堀家住宅を中心とした、南朝三帝にゆかりの深い歴史と由

緒あるところでございまして、旧西吉野村史等の関係文献によりますと、賀名生という地名は、鎌倉幕府が滅び、足利尊氏や楠正成などの武将が群雄割拠する今から約七百年前の南北朝時代から、昭和三十四年の旧西吉野村発足時まで、長きにわたり用いられてきた経緯が記されているところでございます。

このような歴史的、文化的背景に加えて市村合併前より、賀名生の地名復活を要望する意見が、地域住民より多く寄せられていたところでございまして、また先般、正式に地元関係者からの要望書を受理したところでございます。

これら地域の郷土への誇りと熱き想いにお応えしていくため、また本市にとりましても、歴史的由緒のある賀名生という地名を復活し後生に守り伝えていくことは、十分に歴史的、文化的価値が認められるとともに、観光振興を始め地域活性化にもつながるものと考え、御提案に至ったものでございます。

どうかよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十五、請願第一号を議題といたします。

本請願につきましては、会議規則第三百三十四条第一項ただし書きの規定により、委員会付託を省略いたします。

紹介議員にその請願の趣旨説明を求めます。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました請願第一号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書の提出を求める請願を朗読して、その趣旨説明とさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）は、原則として全ての品目の関税を撤廃する協定で、農林水産省の試算でも、我が国の食料自給率は四〇パーセントから一四パーセントに急落し、米の生産額は九〇パーセント減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。

また、農業生産高四・一兆円、多面的機能三・七兆円喪失、実質GDPが七・九兆円、雇用が三百四十万人減少するとしています。

このように、重要な農産品が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上と、TPP交渉への参加は絶対に両立しません。

今、求められることは、食料を更に外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、四〇パーセント程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上のとおり、請願します。

議員各位には、本請願について、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 請願の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立全員であります。

よって本請願は採択することに決しました。

○議長（川村家廣） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十五日まで休会とし、次回十六日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後零時四十六分散会

